

水第1号議案

水道管破裂事故についての損害賠償額の決定

水道管破裂事故について、次のように損害賠償の額を定める。

令和7年9月9日提出

横浜市長 山中竹春

- 1 損害賠償の額 27,873,293円
- 2 被害者 神奈川区新町3番地の4
有限会社萩原龍
- 3 事故の概要 令和6年12月6日神奈川区新町において水道管の破裂に伴う浸水により、被害者の建物、設備等を汚損した。

提案理由

水道管破裂事故による被害者有限会社萩原龍に対する損害賠償の額を決定したいので提案する。

参 考

事件の概要

1 発生日時

令和6年12月6日午後10時10分頃

2 発生場所

神奈川区新町24番の2

3 事故の状況

神奈川区新町24番の2の道路下に敷設されている内径300ミリメートルの水道管（昭和37年敷設）が破裂し、土砂を含んだ水が被害者の建物に浸水し、建物、設備等に損害を与えた。

4 事故の原因

本件水道管が老朽化し、破裂したことによる。

5 損害賠償の額の内訳

種 別	金 額
建物清掃消毒作業費	9,533,876円
自動車用エレベーター修繕費	2,098,800円
車用リフト交換及び設備修繕費	16,240,617円
計	27,873,293円

地方自治法（抜粋）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（第1号から第12号まで省略）

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(第14号、第15号及び第2項省略)

地方公営企業法（抜粋）

(地方自治法の適用除外)

第40条 (第1項省略)

- 2 地方公営企業の業務に関する負担付きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第96条第1項第9号、第12号及び第13号の規定は、適用しない。

横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（抜粋）

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第7条 水道事業または工業用水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、次のとおりとする。

(第1号省略)

- (2) 次の区分による金額をこえる法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定

(ア省略)

イ 交通事故以外によるもの 5,000,000 円

(第3号省略)

